

岩手県立釜石祥雲支援学校いじめ防止基本方針

平成26年10月29日策定

◎ いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

○具体的な「いじめ」の態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

I いじめ防止に向けての基本的な考え方

- ・いじめは、本校の児童生徒でも起こる可能性がある。
- ・いじめを受けた児童生徒の人権を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- ・「いじめ」は、刑罰法（傷害罪、暴行罪、強要罪、窃盗罪、恐喝罪、器物破損罪、脅迫罪、侮辱罪、名誉毀損罪）に抵触することがある。
- ・いじめは教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ・いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ・本校は校長のリーダーシップの下、全教職員が一丸となって「学校は児童生徒が自己の管理下にある間、その生命・身体を保護する法的義務を負っている。（安全配慮義務）」という認識を共有し、危機意識を持って対応する。

II いじめの未然防止のための取り組み

1 教職員による指導について

- (1) いじめ防止を各学部・指導部の目標設定および道徳年間指導計画に反映させ、全職員で確認し各目標達成のために具体的な活動を通して児童生徒の自他を大切にする

- 心を育てる。
- (2) 教職員は常に指導方法を工夫し、全ての児童生徒が「わかる授業」を実践する。
 - (3) 児童生徒の実態にあったわかりやすい伝達手段（プレゼンテーションや動画及び劇化等）で「生活のきまり」の理解を促し継続的な指導を行う。
 - (4) 児童生徒が逸脱行為をした場合に「相談や通報は適切な行為であること」「相談したい教職員に相談してよいこと」を児童生徒に伝え、児童生徒が教職員と一緒により良い環境を作っていくことを促進する。
 - (5) 授業・特別活動をとおして、人の良い点を賞賛し認め合うことの大切さを伝え、楽しい学校生活を送ることができる環境の構築を推進する。

2 児童生徒に培う力とその取り組み

- (1) 全ての児童生徒が力を発揮できる場や、自己有用感や自己肯定感を高めるための場（学部間・他校・地域交流等）を設定する。
- (2) いじめ防止の重要性に対する理解を深めることを加味した児童会生徒会行事を実施する。
- (3) ストレスに適切に対処できる力を育むため、自己のストレスマネジメントの方法や相談者の紹介を行う。

3 いじめ防止のための組織

- (1) 学部対策チーム（担当副校長、学部主事、生徒指導主事（小学部中学部は児童会生徒会担当）、担任）で上記1及び2について普段から具体化し意識的に取り組む。
- (2) いじめ対策委員会（校長、副校長、総括教務主任、指導部部長、生徒指導主事、児童会生徒会担当、学部主事、養護教諭）で以下の対応を実施する。
 - ・いじめ防止基本方針の策定案の立案・改善
 - ・未然防止、早期発見の取り組み
 - ・アンケート及び教育相談の実施と結果報告、分析
 - ・上記1及び2についての状況報告と助言
 - ・年2回の開催（4月、2月）

4 児童生徒の主体的な取り組み

- (1) 児童生徒が主体的に取り組むことができる「相手を思いやる気持ちが育まれ仲間意識を深めること」を目的とした学級活動を実施する。
- (2) 児童生徒が自ら企画する「仲間意識の向上」を目的とした児童会生徒会行事を実施する。

5 家庭・地域との連携

- (1) 日頃から児童生徒の様子について、連絡帳、電話、面談を通して保護者との間で情報共有を徹底し、的確に児童生徒の実態を捉える。必要に応じて家庭訪問を行う。

- (2) 本校のいじめ防止基本方針を学校HPや学校報等で広くお知らせし、共通理解を図り、必要に応じて関係機関と協働していじめ防止に努める。

6 教職員研修

- (1) 全職員にいじめ防止に関する資料を配布し、いじめ防止の知識と指導力を高める。
(2) 全職員がいじめ防止チェックリストを用いて指導・支援の振り返りを行い、改善に努める。年2回（6月、12月）

Ⅲ 早期発見の在り方

1 いじめの早期発見

- (1) 更衣室やトイレ等の目の届きにくい場所や授業以外の時間帯にも目を配り、常に児童生徒の様子を見守る。
(2) 児童生徒のささいな言動や変化を見逃さず、教職員間で情報を共有し、「いじめ」の可能性がないかを検討し早期発見に努める。

2 アンケート及び教育相談の実施

- (1) 児童生徒・保護者を対象としたアンケート調査を行い、分析し対応する。
(2) 児童生徒を対象とした教育相談を定期的の実施し、分析し対応する。

3 相談窓口などの組織体制

「いじめ」に関する情報提供や相談を奨励し、「いじめ」または「いじめ」の疑いがある事態を認知した場合は、速やかに「学部対策チーム」に報告し、組織的に対応する。

<相談窓口>

- 日常の相談（児童生徒と保護者）・・・・・・・・全教職員
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・支援部
- 地域からの相談窓口・・・・・・・・副校長
- インターネットによるいじめの相談・・・・・・・・学校、釜石警察署
- ※市町村の相談窓口・・・・・・・・釜石市地域福祉課障がい福祉係
- ※24時間いじめ相談電話（県教委）・・・・・・・・019-623-7830

4 地域や家庭との連携について

児童生徒・保護者への相談窓口の紹介に努め、学校と家庭及び地域や関係諸機関等との連携による早期発見を促進する。

Ⅳ いじめに対する措置

「いじめ」および「いじめ」の疑いがあるような行為が発見された場合、または児童生徒及び被害児童生徒の保護者等から通報があった場合は、速やかに「学部対策チーム」を編成し組織的に対応する。事案の程度によっては「いじめ対策委員会」及び「臨時職員会議」によって指導計画を早急に確定しいじめに対する措置を進める。

<組織>

(1) 学部対策チーム（担当副校長、学部主事、生徒指導主事（小中学部は児童会生徒会担当）、担任）

- ・「いじめ」および「いじめ」が疑われる事態があった場合に早急に事実確認を行い、いじめ対策委員会の指示に従って対応を実行する。
- ・加害児童生徒指導、被害児童生徒支援、保護者連絡・支援を実施する。

(2) いじめ対策委員会（校長、副校長、総括教務主任、指導部部長、生徒指導主事、児童会生徒会担当、学部主事、養護教諭）

- ・事実確認に基づいて対応と指導計画案を作成する。
必要に応じて、担任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーの他当該市町福祉課や児童相談所、医師等に協力を依頼する。

(3) 臨時職員会議

- ・いじめ対策委員会が作成した指導計画を決定し、事案に関係のあった児童生徒を全職員で指導・支援することを確認する。

1 素早い事実確認・報告

- (1) いじめられた児童生徒を守り通すという姿勢で事実関係について傾聴し、いじめた児童生徒から、毅然とした態度で事実関係の聴取を行う。
- (2) 「いじめ」に関係のあった児童生徒から、被害児童生徒の気持ちになり一緒に助けようとする態度で事実関係の聴取を行う。
- (3) 聴取をまとめ事実関係を「いじめ対策委員会」に報告する。

2 いじめられた児童生徒及びその保護者への支援

- (1) いじめられた児童生徒が安全に安心して学習や諸活動に取り組めるよう、必要に応じて場の設定と体制づくりを行い対応する。いじめられた児童生徒が不利益を受けないよう教育を受ける環境を保障する。
- (2) いじめられた児童生徒の保護者に対して、迅速に事実関係を伝え協力して対応する体制を整えるとともに、必要に応じて支援を行う。

3 いじめた児童生徒への指導とその保護者への助言

- (1) 聴取後は、速やかに保護者へ連絡する。事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (2) いじめた児童生徒には、「いじめ」は人格を傷つけ、生命や身体、財産を脅かす行為であり、刑罰法（傷害罪、暴行罪、強要罪、窃盗罪、恐喝罪、器物破損罪、脅迫罪、侮辱罪、名誉毀損罪）に抵触する可能性があることを理解させ、自分の行為を振り返り反省を促す。いじめた児童生徒自ら謝罪感情が生まれるよう、教育的配慮を持って指導・支援する。
- (3) 教育上必要と認められる場合、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に児童

生徒に対して懲戒を加える。ただし、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

4 集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題として捉えるよう話をする。たとえば、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることは称賛される行為であることを伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを話す。

5 ネット上のいじめの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等に関しては、県教委や警察と連携してプロバイダに対して速やかに削除を求める措置をとる。
- (2) SNSや携帯電話のメールを利用したいじめ防止のために、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもこれらについての情報を提供し、理解と協力を求め、連携して対策を講じる。

V 重大事態への対応

1 重大な事態とは

「いじめ防止対策推進法第二十八条より」

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される）

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合も重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

2 調査組織の設置と調査の実施

- (1) 速やかに「いじめ対策委員会」が中心となり全職員体制で調査する。
 - (2) 調査の概要を管理職が県教育委員会に報告する。
- } 即日対応

※県教育委員会から以後の対応について学校が主体か県教育委員会が主体か指示を受ける。

<学校が主体となって行う場合>

- (1) 学校が主体となった「拡大いじめ対策委員会」を組織して対応する。事態の性質に応じて当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）を加えて当該調査の公平性・中立性を確保する。

- (2) 調査班を組織し、いじめの事実関係を明確にし客観的な事実の調査をする。
- (3) 調査の詳細を県教育委員会に報告する。
- (4) 情報発信の窓口を1つとし、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。ただし、関係者の個人情報には十分配慮する。
- (5) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、状況に応じて、保護者説明会等を行うことも検討する。その際には、状況の説明、解決に向けて協力の依頼を行う。
- (6) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

< 県教育委員会が主体となって行う場合 >

県教育委員会の指示のもと、資料の提出等全面協力する。

3 関係機関(市町村教育委員会、警察等)との連携

< 関係諸機関 >

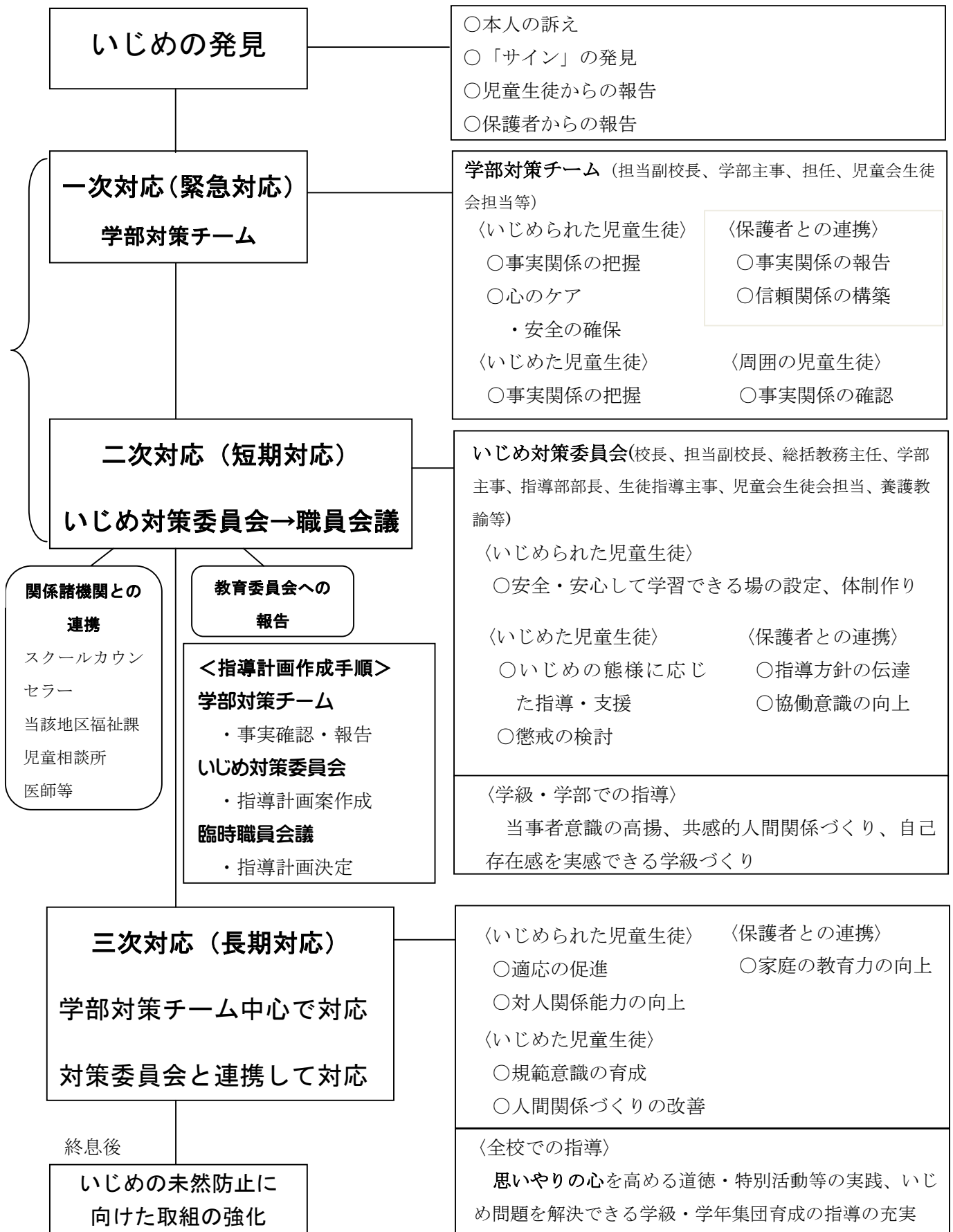
岩手県教育委員会事務局学校教育課生徒指導担当	019-629-6146
釜石市教育委員会学校教育課	0193-22-8833
大槌町教育委員会学務課	0193-42-6100
釜石警察署	0193-25-0110
宮古児童相談所	0193-62-4059

※参考・引用文献

- 文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年)
- 岩手県教育委員会
- 長崎県立島原特別支援学校いじめ防止基本方針(平成26年)
- 愛知県立大府特別支援学校いじめ防止基本方針
- 千葉県立我孫子特別支援学校いじめ防止基本方針(平成26年)
- 石川県立錦城特別支援学校いじめ防止基本方針
- 広島県立広島特別支援学校いじめ防止等に係る基本方針(平成26年)

いじめ問題への対応

即日対応 職員会議まで



いじめの発見

- 本人の訴え
- 「サイン」の発見
- 児童生徒からの報告
- 保護者からの報告

一次対応(緊急対応)
学部対策チーム

- 学部対策チーム(担当副校長、学部主事、担任、児童会生徒会担当等)
- | | |
|--------------|-----------|
| 〈いじめられた児童生徒〉 | 〈保護者との連携〉 |
| ○事実関係の把握 | ○事実関係の報告 |
| ○心のケア | ○信頼関係の構築 |
| ・安全の確保 | |
| 〈いじめた児童生徒〉 | 〈周囲の児童生徒〉 |
| ○事実関係の把握 | ○事実関係の確認 |

二次対応(短期対応)
いじめ対策委員会→職員会議

- いじめ対策委員会(校長、担当副校長、総括教務主任、学部主事、指導部部長、生徒指導主事、児童会生徒会担当、養護教諭等)
- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| 〈いじめられた児童生徒〉 | |
| ○安全・安心して学習できる場の設定、体制作り | |
| 〈いじめた児童生徒〉 | 〈保護者との連携〉 |
| ○いじめの態様に応じた指導・支援 | ○指導方針の伝達 |
| ○懲戒の検討 | ○協働意識の向上 |
| 〈学級・学部での指導〉 | |
| 当事者意識の高揚、共感的人間関係づくり、自己存在感を実感できる学級づくり | |

関係諸機関との連携
スクールカウンセラー
当該地区福祉課
児童相談所
医師等

教育委員会への報告

〈指導計画作成手順〉
学部対策チーム
・事実確認・報告
いじめ対策委員会
・指導計画作成
臨時職員会議
・指導計画決定

三次対応(長期対応)
学部対策チーム中心で対応
対策委員会と連携して対応

- | | |
|--------------------------------------------------|------------|
| 〈いじめられた児童生徒〉 | 〈保護者との連携〉 |
| ○適応の促進 | ○家庭の教育力の向上 |
| ○対人関係能力の向上 | |
| 〈いじめた児童生徒〉 | |
| ○規範意識の育成 | |
| ○人間関係づくりの改善 | |
| 〈全校での指導〉 | |
| 思いやりの心を高める道徳・特別活動等の実践、いじめ問題を解決できる学級・学年集団育成の指導の充実 | |

終息後
いじめの未然防止に向けた取組の強化